

I P通信網サービス契約約款の一部改正

新旧対照

旧				新			
第1表 料金（附帯サービスの料金を除きます。）				第1表 料金（附帯サービスの料金を除きます。）			
第1類 I P通信網サービスに関する利用料金				第1類 I P通信網サービスに関する利用料金			
第1 臨時 I P通信網契約以外の契約に関するもの				第1 臨時 I P通信網契約以外の契約に関するもの			
1 適用 （略）				1 適用 （略）			
2 料金額				2 料金額			
2-1				2-1			
～ （略）				～ （略）			
2-4				2-4			
2-5 メニュー5に関する利用料金				2-5 メニュー5に関する利用料金			
2-5-1 （略）				2-5-1 （略）			
2-5-2 加算額				2-5-2 加算額			
(1)				(1)			
～ （略）				～ （略）			
(3)				(3)			
(4) 端末設備に係るもの				(4) 端末設備に係るもの			
当社が提供する宅内機器を利用しているとき。				当社が提供する宅内機器を利用しているとき。			
機器利用料		1 装置ごとに月額		機器利用料		1 装置ごとに月額	
区 分			料 金 額	区 分			料 金 額
回 線 接 続 装 置	ルータ機能付 I P 電話対応装置（ I P 電話対応ブロードバンドルータ）		（略）	回 線 接 続 装 置	ルータ機能付 I P 電話対応装置（ I P 電話対応ブロードバンドルータ）		（略）
	簡易ルータ機能付 I P 電話対応装置（ I P 電話対応電話機アダプタ）		（略）		簡易ルータ機能付 I P 電話対応装置（ I P 電話対応電話機アダプタ）		（略）
	無線 L A N 対応型ルータ機能付 I P 電話対応装置（無線 L A N 機能付き I P 電話サービス対応ブロードバンドルータ）	基本装置	（略）		無線 L A N 対応型ルータ機能付 I P 電話対応装置（無線 L A N 機能付き I P 電話サービス対応ブロードバンドルータ）	基本装置	（略）
		増設装置	（略）			増設装置	（略）
	無線 L A N 対応装置（無線アクセスポイント）	基本装置	（略）		無線 L A N 対応装置（無線アクセスポイント）	基本装置	（略）
		増設装置	（略）			増設装置	（略）
	ルータ機能付回線接続装置（ホームゲートウェイ）	Ⅱ型	（略）		ルータ機能付回線接続装置（ホームゲートウェイ）	Ⅱ型	（略）
		Ⅲ型	（略）			Ⅲ型	（略）
	無線 L A N 対応型ルータ機能付回線接続装置（無線 L A N 対応型ホームゲートウェイ）	基本装置	Ⅱ型 550円 （税込価格 605円）		無線 L A N 対応型ルータ機能付回線接続装置（無線 L A N 対応型ホームゲートウェイ）	基本装置	Ⅱ型 750円 （税込価格 825円）
			Ⅲ型 550円 （税込価格 605円）				Ⅲ型 750円 （税込価格 825円）

新旧対照

旧				新			
		増設装置	100円 (税込価格 110円)			増設装置	300円 (税込価格 330円)
	無線 LAN内蔵ルータ機能付回線接続装置（無線 LAN内蔵ホームゲートウェイ）		(略)		無線 LAN内蔵ルータ機能付回線接続装置（無線 LAN内蔵ホームゲートウェイ）		(略)
備考 （略）				備考 （略）			

附 則（令和 6 年 7 月 25 日企営第155500000402号） （実施期日） 1 この改正規定は、令和 6 年 8 月 1 日から実施します。 ただし、当社が別に定める一部の区域については、この限りではありません。 （経過措置） 2 この改正規定実施前に、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。 3 無線 LAN対応型ルータ機能付回線接続装置の基本装置のⅠ型に係る機器利用料については、西企営第24号（平成23年 5 月20日）の附則第 2 項の規定にかかわらず、1 装置ごとに月額750円（税込価格 825円）を適用します。			
---	--	--	--

I P通信網サービス契約約款における当社が別に定める内容の一部改正
新旧対照

旧			新		
I P通信網サービス契約約款（平成 12 年西企営第 41 号）			I P通信網サービス契約約款（平成 12 年西企営第 41 号）		
規定条文	規定内容	別に定める内容	規定条文	規定内容	別に定める内容
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
附則（令和 6 年 5 月 24 日企営第 155500000348 号）第 5 条	別に定める利用規約	別紙 9 に規定する利用規約	附則（令和 6 年 5 月 24 日企営第 155500000348 号）第 5 条	別に定める利用規約	別紙 9 に規定する利用規約
			附則（令和 6 年 7 月 25 日企営第 155500000402 号）第 1 項	当社が別に定める一部の区域	珠洲市、輪島市、鳳珠郡能登町、鳳珠郡穴水町、羽咋郡志賀町、七尾市、鹿島郡中能登町、羽咋市、羽咋郡宝達志水町

端末設備貸出サービスに係る利用規約の一部改正
新旧対照

旧

新

料金表

第1表 料金

1 適用 (略)

2 機器利用料

2-1 第1種サービスに係るもの (略)

2-2 第2種サービスに係るもの

(1) (4)以外のものであってメニュー1に係るもの

1 装置ごとに月額

区 分				料 金 額	
タイプ2 に係るもの	無線LAN対応型 ルータ機能付IP 電話対応装置	基本装置	I-1型	100円 (税込価格 110円)	
			II型	下記以外の区域	100円 (税込価格 110円)
				当社が別に定める 提供区域	＝
		III型	100円 (税込価格 110円)		
	増設装置		100円 (税込価格 110円)		
	無線LAN内蔵ルータ機能付IP電話対応装置		(略)		
ISDN回線対応端末収容装置		(略)			
備考 (略)					

料金表

第1表 料金

1 適用 (略)

2 機器利用料

2-1 第1種サービスに係るもの (略)

2-2 第2種サービスに係るもの

(1) (4)以外のものであってメニュー1に係るもの

1 装置ごとに月額

区 分				料 金 額	
タイプ2 に係るもの	無線LAN対応型 ルータ機能付IP 電話対応装置	基本装置	I-1型	300円 (税込価格 330円)	
			II型	下記以外の区域	300円 (税込価格 330円)
				当社が別に定める 提供区域	＝
		III型	300円 (税込価格 330円)		
	増設装置		300円 (税込価格 330円)		
	無線LAN内蔵ルータ機能付IP電話対応装置		(略)		
ISDN回線対応端末収容装置		(略)			
備考 (略)					

附 則 (令和6年7月25日企営第155500000402号)

(実施期日)

1 この改正規定は、令和6年8月1日から実施します。
ただし、当社が別に定める一部の区域については、この限りではありません。
(経過措置)

2 この改正規定実施前に、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの
料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

3 無線LAN対応型ルータ機能付IP電話対応装置の基本装置のI-1型(プラン1に係る
ものに限り、)及びI-2型に係る機器利用料については、西企営第18号(令和元年5
月7日)の附則第3項の規定にかかわらず、1装置ごとに月額300円(税込価格 330円)を
適用します。

端末設備貸出サービスに係る利用規約における当社が別に定める内容の一部改正
新旧対照

旧			新		
規定条文	規定内容	別に定める内容	規定条文	規定内容	別に定める内容
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
附則（令和元年5月7日西 企第18号）第4条 附則（令和5年7月30日西 企第155500000089号）第 3条	当社が別に定める規約	・岡山県勝田郡奈義町におけるフレッツ 光マイタウン ネクストサービス利用 規約 （ https://www.ntt-west.co.jp/okayama/PickupNews/mytown/kiyaku-nagi.pdf ） ・宮崎県新富町におけるフレッツ 光マ イタウン ネクストサービス利用規約 （ https://www.ntt-west.co.jp/miyazaki/osirase/sintomi.pdf ）	附則（令和元年5月7日西 企第18号）第4条 附則（令和5年7月30日西 企第155500000089号）第 3条	当社が別に定める規約	・岡山県勝田郡奈義町におけるフレッツ 光マイタウン ネクストサービス利用 規約 （ https://www.ntt-west.co.jp/okayama/PickupNews/mytown/kiyaku-nagi.pdf ） ・宮崎県新富町におけるフレッツ 光マ イタウン ネクストサービス利用規約 （ https://www.ntt-west.co.jp/miyazaki/osirase/sintomi.pdf ）
	当社が別に定める提供 区域	岡山県勝田郡奈義町 宮崎県新富町		当社が別に定める提供 区域	岡山県勝田郡奈義町 宮崎県新富町
			附則（令和6年7月25日企第 155500000402号）第1項	当社が別に定める一部 の区域	珠州市、輪島市、鳳珠郡能登町、鳳珠郡 穴水町、羽咋郡志賀町、七尾市、鹿島郡 中能登町、羽咋市、羽咋郡宝達志水町